



人事・労務に役立つ NEWS LETTER

おかみさわ通信

5

2022

発行:おかみさわ社会保険労務士事務所

TEL 0176-58-5885 FAX 0176-51-0603

要確認

令和4年度がスタート 厚生労働省関係の主な制度変更をチェックしておきましょう

令和4年4月からの厚生労働省関係の制度変更について、企業実務に影響がありそうな事項をチェックしておきましょう。

……………令和4年4月からの厚生労働省関係の制度変更 重要事項をチェック……………

- 雇用保険制度の見直し
 - ・雇用保険料率を、年度前半(4月～9月)、年度後半(10月～令和5年3月)に分けて、段階的に引き上げ。
- 女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定等の義務企業拡大【主な対象者：常時雇用する労働者数が101人以上300人以下の事業主】
 - ・女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定・届出、情報公表等が常時雇用する労働者数301人以上の事業主に義務付けられているところ、令和4年4月1日より、101人以上300人以下の企業にも拡大。
- 職場におけるパワーハラスメント防止措置の中小企業事業主への義務化【主な対象者：中小事業主】
 - ・令和4年4月1日から、職場におけるパワーハラスメントを防止するために事業主が雇用管理上講ずべき措置を講ずることを、中小事業主についても義務化。
- 不妊治療と仕事との両立に係る認定制度の創設
 - ・不妊治療と仕事との両立しやすい環境整備に取り組む事業主を認定する「くるみんプラス」制度を新設。
- 育児休業制度等の個別の周知と意向確認、育児休業を取得しやすい雇用環境整備の義務付け【主な対象者：全ての事業主】
 - ・本人または配偶者の妊娠・出産等を申し出た労働者に対して、事業主は、育児休業制度や申出先等に関する事項の周知と休業の取得意向確認を個別に行う必要がある。
 - ・育児休業等の申し出が円滑に行われるようにするため、事業主に研修の実施や相談窓口の設置等複数のうちから1つの措置を講ずることを義務付け。
- 有期雇用労働者の育児・介護休業取得要件の緩和
 - ・有期雇用労働者の育児休業及び介護休業の取得要件のうち「事業主に引き続き雇用された期間が1年以上である者であること」という要件を廃止。

★ おおむね、これまでも紹介していた制度変更ですが、今一度確認しておきましょう。対応に不安を感じる場合は、気軽にご相談ください。なお、雇用関係の助成金などについても、令和4年度における新しい情報が徐々に公表されています。必要なものについては、適時、ご案内してまいります。

施行済みの改正

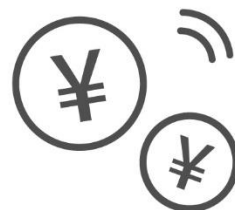
令和4年の雇用保険の保険料率が決定 年度の途中でさらに引き上げ

令和4年度の雇用保険の保険料率は、法改正により、2段階で引き上げられることになりました。

……………令和4年度の雇用保険の保険料率……………

●令和4年度の雇用保険の保険料率と負担の内訳(令和4年4月～同年9月)

事業の種類	内 訳 雇用保険率	失業等給付・育児休業給付の料率		二事業の料率	
		被保険者負担分	事業主負担分	被保険者負担分	事業主負担分
いわゆる一般の事業	1,000分の9.5	1,000分の3	1,000分の3 計 1,000分の6.5	1,000分の3.5	1,000分の3.5
いわゆる農林水産業 清酒の製造の事業	1,000分の11.5	1,000分の4	1,000分の4 計 1,000分の7.5	1,000分の3.5	1,000分の3.5
いわゆる建設の事業	1,000分の12.5	1,000分の4	1,000分の4 計 1,000分の8.5	1,000分の4.5	1,000分の4.5



(次ページへ続く)

●令和4年度の雇用保険の保険料率と負担の内訳（令和4年10月～翌年3月）

事業の種類	内 訳 雇用保険率	失業等給付・育児休業給付の料率		二事業の料率	
		被保険者負担分	事業主負担分	被保険者負担分	事業主負担分
いわゆる一般の事業	1,000分の13.5	1,000分の5	1,000分の5	1,000分の3.5	計 1,000分の8.5
いわゆる農林水産業 清酒の製造の事業	1,000分の15.5	1,000分の6	1,000分の6	1,000分の3.5	計 1,000分の9.5
いわゆる建設の事業	1,000分の16.5	1,000分の6	1,000分の6	1,000分の4.5	計 1,000分の10.5

★ 令和4年4月から事業主負担分の保険料率に変更になります(1,000分の0.5引き上げ)。また、令和4年10月からは被保険者負担分・事業主負担分の保険料

率に変更になります(各々1,000分の2引き上げ)。なお、令和4年度の年度更新における雇用保険分の概算保険料については、令和4年4月から同年9月までの概算保険料額と令和4年10月から令和5年3月までの概算保険料額をそれぞれ計算し、その合計額を、雇用保険分の概算保険料として申告・納付することとする暫定措置が適用されます。今回の雇用保険の保険料率の改正については、例年にも増して注意すべき点があります。不安があれば、気軽にお声掛けください。

〈補足〉労災保険の保険率は、全額事業主負担です。業種に応じて定められていますが、メリット制の適用がない限り、前年度と同率に据え置くこととされました。

施行済みの改正

令和4年4月から65歳未満の方の在職老齢年金制度が見直されました

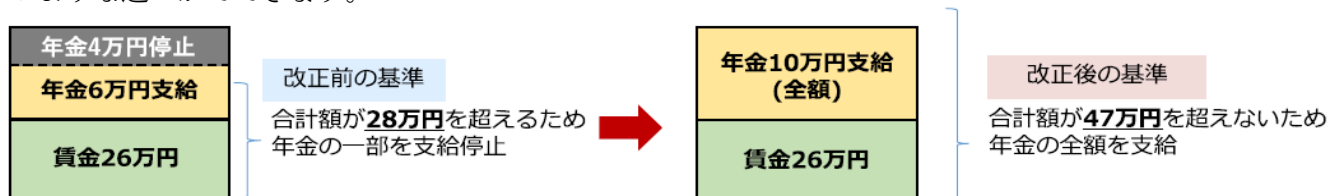
厚生年金保険への加入期間に基づいて支給される老齢厚生年金は、その受給権者が在職者(被保険者として働いている者)であるときは、一定の仕組みにより、その全部または一部の支給が停止されることがあります(在職老齢年金制度)。その制度のうち、65歳未満の方に適用されるものが改正され、令和4年4月から施行されました。概要を確認しておきましょう。

.....65歳未満の方の在職老齢年金制度の見直しの概要(令和4年4月～).....

令和4年3月以前の65歳未満の方の在職老齢年金制度は、総報酬月額相当額と老齢厚生年金の基本月額の合計が「28万円」を上回る場合は年金額の全部または一部について支給停止されていました。

この在職老齢年金制度が見直され、令和4年4月以降は65歳以上の方と同じように、総報酬月額相当額と老齢厚生年金の基本月額の合計が「47万円」を超えない場合は年金額の支給停止は行われず、「47万円」を上回る場合は年金額の全部または一部について支給停止される計算方法に緩和されました。

たとえば、年金の基本月額が10万円で総報酬月額相当額が26万円(合計額36万円)である場合は、次のような違いがでてきます。



★ 65歳前に支給される老齢厚生年金(=65歳未満の方の在職老齢年金制度)の対象となるのは、原則として、男性は昭和36年4月1日以前生まれ、女性は昭和41年4月1日以前生まれの方に限られます(それより後に生まれた方は65歳支給開始)。対象者が減っていく制度です。このような改正が行われたことを確認しておきましょう。対象者については、年金を支給停止されずに働ける範囲が広がります。詳しい内容等については、気軽にお尋ねください。

お仕事
カレンダー
5月



5/10 ● 4月分の源泉所得税、住民税特別徴収税の納付

5/16 ● 障害者雇用納付金の申告と納付期限
● 障害者雇用調整金の申請期限

5/31 ● 4月分健康保険料・厚生年金保険料の納付
● 3月決算法人の確定申告と納税・9月決算法人の中間申告と納税(決算応当日まで)
● 6月・9月・12月決算法人の消費税の中間申告(決算応当日まで)
● 自動車税・軽自動車税の納付(都道府県の指定日まで)

◆あつがき◆この度、個人情報の取扱いを適切に行っている事務所に認定されるSPRIIを取得しました。Pマークの社労士事務所版です。目に見えない部分だからこそ、少しでも安心を感じていただけるよう進めてきました。今後も安全で適切な個人情報の運用と管理、労務サポートに努めてまいります。よろしくお願いたします。